

## 令和6年度外国人材マッチング支援業務仕様書

### 1 委託業務の名称

令和6年度外国人材マッチング支援業務

### 2 実施主体

宮城県（以下「発注者」という。）

### 3 委託期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

### 4 委託業務の目的

本県では、少子高齢化に伴う人口減少が進行する中、県内企業においては事業を支える人材の確保が課題となっている。また、今後、人口減少に伴う国内市場の縮小や更なるグローバル化の進展を見据え、海外市場に活路を見出す企業が増加している。

本業務は、県内企業の労働力不足の解消やグローバル化の推進に向けて、より一層外国人材の活用・活躍を促進していくため、外国人材と県内企業の相互理解と交流機会を創出し、県内企業への就職につなげることで、県内産業の維持・活性化を図ることを目的として実施するものである。

### 5 本業務の支援対象

#### (1) 企業等

外国人の採用に関心のある県内企業等で、ものづくり産業振興に関する県民条例（平成19年宮城県条例第47号）第2条第1項各号に規定する次に掲げる業種に属する中小企業を主な対象とする。

なお、次に該当しない企業等であっても、外国人の採用に関心がある場合は、本業務の対象に加えることができるものとする。

イ 食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業

ロ 機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種

#### (2) 外国人材

(1) に掲げる企業等への就職を希望する国内外の外国人（以下「外国人材」とする。）を対象とし、就労する際の対象在留資格は原則として「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」とする。

### 6 業務内容

#### (1) 企業等と外国人材のマッチング

イ 外国人材を募り、企業等とのマッチングに必要な求職者情報等を整理、登載した「外国人材バンク」を構築する。この「外国人材バンク」には、令和6年度現地人材サポート体制構築業務により設置する「人材サポートセンター（仮称）」（以下、「人材サポートセンター」という。）から提供された外国人材の情報を含むものとし、人材サポートセ

- ンターが必要な情報を直接入力できる仕様とする。
- ロ 外国人材の採用に関心のある企業等を開拓するとともに、企業等への就職を希望する外国人とのマッチングに必要な企業情報や求人情報等を整理、登載した「企業バンク」を構築する。
  - ハ 「外国人材バンク」に登載される求職者情報にアクセスし、「企業バンク」に登載されている求人情報とのマッチング（職業紹介に該当する業務を含む）を行う。
  - ニ 人材サポートセンターに寄せられる求職者からの相談のうち、企業等を対象とした職業紹介を求めるものについて、これを受け付け、在留資格等入国に必要な要件を確認した上で、「企業バンク」に登載されている求人情報とのマッチング（職業紹介に該当する業務を含む）を行う。
  - ホ 外国人材への企業等情報の提供を通じ「外国人材バンク」の充実を図るため、「企業バンク」に登載される情報のうち必要なものを人材サポートセンターと共有する。
  - ヘ 各バンクに登載する項目及び人材サポートセンターとの情報連携等の詳細は発注者と受注者が協議の上決めるものとする。

## (2) 相談窓口の設置

- イ 外国人材活用の検討から、採用、育成、定着に至るまでの企業相談及び外国人からの「就職活動の困りごと」等に関する相談に対応するための窓口を設置する。
- ロ 相談には電話、メール等を使用するほか、来所及び訪問により対応する。
- ハ 言語については、日本語及び英語で対応するとともに、その他言語についても可能な範囲で対応する。対応可能な言語については提案すること。
- ニ 相談窓口は受注後速やかに開設し、平日は常時開設する。
- ホ 相談の受付・回答は、原則午前9時から午後6時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）とする。なお、メール及びSNSツール等による相談受付は24時間可能とする。
- ヘ 相談窓口は受注者の事業所内等に設置し、専用ダイヤルを準備すること。

## (3) 企業向けセミナーの実施

- イ 県内企業を対象に、外国人の採用に向けた企業の意識醸成を目的として、採用・受入に向けたセミナーを実施する。
- ロ 本セミナーは、初めて外国人材を採用する企業を対象に想定するものとし、その内容については提案によるものとする。
- ハ 実施回数は、2回以上とする。
- ニ 本セミナーの方式はオンライン、対面の別を問わず提案によるものとするが、その内容は下記(10)特設ホームページに掲載し、常時閲覧できるようにする。
- ホ 実施会場または配信環境は、受注者において選定及び確保する。

## (4) 外国人向けオンラインセミナーの実施

- イ 外国人を対象に、県内企業への就職に向けた外国人の意識醸成を目的として、日本のビジネスマナーや日本企業への就職活動等に関するセミナーをオンライン配信により実施する。
- ロ 配信環境は、受注者において選定及び確保する。

- ハ 実施回数は2回以上とする。
- ニ 本セミナーへの参加人数の目標数は提案によるものとする。

#### (5) 教育機関・企業向け出張セミナーの実施

- イ 教育機関や県内企業、経済団体等の用意する会場に出向いた出張セミナーを実施する。
- ロ 本セミナーは、外国人に対しては、県内企業への就職に向けた外国人の意識醸成を目的とし、県内企業に対しては、外国人の採用に向けた企業の意識醸成を目的として、各機関の要望に応じ内容を調整するものとする。
- ハ セミナーの対象者や具体的な内容、実施時期、目標参加者数は出張セミナーを希望する団体の求めに応じて設定することとし、講義形式に限定することなく効果的な方法で実施するものとする。
- ニ 実施機関数は、5機関程度とする。

#### (6) 合同企業説明会の実施

- イ 複数の県内企業と外国人材のマッチングの場として、合同企業説明会を実施する。
- ロ 実施にあたっては、参加企業や参加外国人材の属性に十分留意し、効果的な運営を行うものとする。
- ハ 実施回数は、対面（宮城県内）で1回以上、オンラインで2回以上とする。
- ニ 本説明会への参加企業の目安は1回あたり15社程度、参加外国人材の目安は100人程度とする。

#### (7) 企業訪問ツアーの実施

- イ 外国人材が県内企業を視察するツアーを県内において実施する。
- ロ 本ツアーは、外国人材が県内企業を視察することで、職場環境や仕事内容に対する理解を深めるとともに、県内企業の強みや魅力を発見し、就職意欲が醸成され、県内企業においても、外国人材の意見や視点等を理解し、外国人材の活用に向けた意識が醸成されることを目的として実施する。
- ハ 訪問先では、訪問企業の業務概要の説明、業務環境の見学、職員との交流等を行う。ただし、業務目的の達成に効果的であれば、この内容に限るものではない。
- ニ 実施回数は、1回以上とする。
- ホ 訪問企業の目標数は合計3社以上とし、外国人参加者目標数は合計10人程度とする。

#### (8) 企業と外国人材の交流会の実施

- イ 外国人材の採用に関心のある県内企業と外国人材の交流会を県内において実施する。
- ロ 本交流会は、企業と外国人材が顔を合わせて交流することでお互いの理解を深めること、企業同士のネットワーク構築や外国人材受入に係る意見交換の場となることを目的とし、具体的な内容について提案すること。
- ハ 実施回数は、1回以上とする。
- ニ 本交流会への参加企業の目標は1回あたり10社程度、参加外国人材の目標は20人程度とする。
- ホ 特に外国人材と話したことのない企業にアプローチし、参加を促すような提案を行う

こと。

#### (9) 外国人材活用モデル企業選定及び広報の実施

- イ 県内企業から、外国人材活用モデル企業を5社選定し、外国人材の採用過程や活躍の状況等を広く周知広報する。
- ロ モデル企業の選定に当たっては、発注者の確認を得ること。
- ハ モデル企業5社については、令和4年度外国人材マッチング支援事業及び令和5年度外国人材マッチング支援事業においてモデル企業に選定された企業は除くこと。
- ニ モデル企業には、必要に応じ、採用のノウハウや社内環境整備等を助言するアドバイザーを派遣する。
- ホ モデル企業の選定と広報は、外国人材活用の可能性を意識していない企業の経営者や人事担当者等に対して、外国人材活用を訴求する内容とし、広く周知できる方法により実施する。
- ヘ 広報の方法としては、下記(10)特設ホームページにおける掲載情報の拡充等により行う。ただし、具体的な実施事項については事業者のノウハウを生かして提案すること。

#### (10) 特設ホームページの運用及び業務の広報

- イ 本業務の効果的な運営に資する特設ホームページを作成・運営する。そのほか、必要に応じPRチラシやSNS等を活用して効果的な事業の広報を行う。
- ロ 特設ホームページは、見やすさ、検索されやすさ、情報の速さを重視して作成・運営する。
- ハ 特設ホームページは県内企業向けページと、外国人材向けページを作成する。外国人材向けページは5か国語（日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語）に対応させ、現地人材からもアクセスできるようにすることとする。

#### (11) インターンシップ支援の実施

- イ 外国人を対象にした対面形式でのインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）の実施と、受入先となる県内企業（以下、「受入先企業」という。）及び受入先企業でインターンシップに参加する外国人（以下、「インターン生」という。）の双方へサポートを実施する。
- ロ インターンシップは、基本的に40時間以上実施する中長期インターンシップとするが、受入先企業の要望に応じて短期間のオープンカンパニー等として実施とすることも妨げない。
- ハ 実施方法は、以下の事項を含むものとし、各事項の具体的な手法や募集方法等について企画提案すること。
  - (イ) インターン生の募集・選定及び広報活動  
インターン生は20名（受入先企業1社につき2名まで）の受入を目標とし、達成が見込める手法や募集方法を提案すること。
  - (ロ) 受入先企業の募集・選定及び広報活動  
受入先企業は、上記目標達成が見込める手法や募集方法を提案すること。
  - (ハ) 受入先企業・インターン生のマッチング

受入先企業とインターン生の希望にできるだけ沿う手法を提案すること。

(ニ) 受入先企業・インターン生に対する事前研修の実施

(ホ) 受入先企業への実施計画策定支援等のフォローアップの実施

受入先企業に対し以下に留意した実施計画を事前に策定させることとし、計画立案に対し全面的にフォローすること。計画策定支援の具体的な手法について提案すること。

(ヘ) インターンシップ実施期間中の管理、安全・危機管理体制の確保、緊急時の対応等  
受入先企業とインターン生双方にとって、快適で有意義なインターンシップとなるよう、インターンシップ実施期間中の具体的な管理に係る手法を提案すること。

(ト) インターンシップ実施後の受入先企業・インターン生による報告会の実施

受入先企業の担当者とインターン生が、受入により得られた成果、目標の達成状況について発表し、知見・経験を共有することで、企業同士の情報交換や外国人の県内企業就職への選択肢増加の機会を提供できるよう、具体的な実施に係る手法について提案すること。

(チ) 本インターンシップに係る補助金の申請手続きや書類作成に係る支援

(リ) その他インターンシップの実施支援及び付帯業務の実施

#### (12) 外国人材の活用に向けた独自提案

イ 本業務を推進していく上で、特に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格での採用支援を強く推進していくための企業開拓の手法等について、事業者のネットワークやノウハウを活かした独自の提案をすること。

ロ 県内企業の外国人材の活用・活躍に係る課題分析を行い、県内企業の幅広いネットワーク構築や外国人材と企業を効果的にマッチングさせる企画など、各業務が相乗効果を生み出し、外国人材の県内企業への就職につながるよう事業者のノウハウを活かした独自の企画提案をすること。

## **7 業務報告及び成果品**

### (1) 業務実施状況報告書

毎月10日までに、前月に実施した業務について、以下に留意の上、業務実施状況報告書を作成し、発注者へ紙及びデータで提出し、内容について報告する。

イ 事業の詳細として、企業開拓、個別マッチング、イベント参加状況、インターンシップ実施状況、その他発注者が指示する内容を掲載する。

ロ 本事業に参加した外国人の就職者数及び属性（在留資格、所属学校、企業名等）、参加した企業数、企業名、業種を明示する。

ハ ホームページへのアクセス数、セミナーの閲覧数等のデータを集計し、掲載するほか、発注者が指示する内容を掲載する。

ニ 令和7年3月に実施した事業は下記7（2）に掲載する。

### (2) 業務完了報告書

令和7年3月31日（月）までに、委託期間中に実施した全ての業務について、以下に留意の上、業務完了報告書を作成し、発注者へ提出する。

イ 前記7（1）において掲載した情報を包括して掲載する。

ロ 各業務における実施状況、実績、得られた知見を明示する。

(3) 成果品

令和7年3月31日(月)までに、成果品として、以下データを発注者へ提出する。提出方法は、発注者と調整の上決定する。

イ 「外国人材バンク」及び「企業バンク」の登録データ

ロ 本業務で実施したアンケート等の集計結果データ

## 8 委託業務の履行場所

宮城県内

## 9 その他

- (1) 上記業務内容の実施にあたっては、他団体等が実施する外国人就職支援に関する業務との連携を図り、各業務の目的や内容を踏まえ、年間を通して計画的、効果的に実施すること。
- (2) 本業務において作成したデータ等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は当該データ等を、自ら本業務実施のために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種資料等について、発注者に対し受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (4) 新型コロナウイルスの影響等により業務が実施できない場合、受注者は発注者と協議の上、必要に応じて代替策を実施すること。